

松伏町移動支援事業利用規約

第1章 総則

(規約の制定)

第1条 この規約は、松伏町移動支援事業（以下「移動支援事業」という。）の実施に伴い、移動支援事業の運用並びに送迎バスを利用される方の利用に関する事項を規定するものです。

(規約の適用)

第2条 この規約は、移動支援事業を利用されるすべての方に適用されます。

2 移動支援事業の利用者は、この規約を遵守するものとします。

(規約の変更)

第3条 町長は、必要に応じ、この規約を変更できるものとします。

2 この規約が変更された場合には、利用者は変更後の規約に従うものとします。

第2章 送迎バスの活用

(事業内容)

第4条 移動支援事業は、病院等（以下「事業者等」という。）が運行している送迎バスの空席を活用し、町内の交通空白地域等から最寄りの公共交通機関等への移動のために送迎車両を利用できるよう、事業者等が定める運行ルート上の混乗運行を行い、日常生活における移動の利便性の向上を図ること目的として実施する事業です。

(協力事業者)

第5条 移動支援事業の協力事業者は、次の各号に掲げる事業者とします。

(1) 医療法人社団全仁会 埼玉筑波病院

(利用対象者)

第6条 移動支援事業の利用対象者は、次の各号のすべてに該当する方とします。

- (1) 松伏町内に在住している方
- (2) 満65歳以上の方
- (3) 送迎バスに一人で乗り降りができる方
- (4) 利用申請書兼同意書に記載の同意事項に同意した方
- (5) まつぶしおでかけシェア利用パスの交付を受けた方

(同意事項)

第7条 移動支援事業の利用者は、次の各号のすべてに同意した方とします。

- (1) 送迎バスを利用する際は、運転者の指示に従うこと。
- (2) 空席状況や運行時間の遅延により、乗車できない場合があること。なお、空席があっても、特定の利用者が乗車することが明らかであり、満席となることが予想される場合も、乗車できない場合や通過することがあること。
- (3) 運行の時刻は、特定の利用者の送迎のために設定されたものであり、時間に若干のずれが生じることがあること。
- (4) 利用に当たっては、個人での利用に限り、団体での利用はできないこと。
- (5) 乗車中は、シートベルトを着用するなど、安全乗車に努めること。
- (6) 自らの不注意による事故は、運転者及び事業者等並びに町に対して、その責任を問わないこと。
- (7) 町長が必要と認めたとき（緊急時等）は、利用申請書兼同意書に記載された氏名等の情報を事業者等に提供する場合があること。（事業者等が得た情報は、この事業の目的以外には使用しない。）
- (8) マスク着用などの感染症対策に努めること。なお、乗車中に患者から感染する可能性があること。

(利用手続き)

第8条 移動支援事業の利用希望者は、「松伏町移動支援事業利用申請書兼同意書」を政策総務課に提出し、「まつぶしおでかけシェア利用パス」（以下「利用パス」という。）の発行を受けてください。

(利用パス)

第9条 利用パスの記載事項に変更が生じた場合は、変更手続きを行ってください。

2 移動支援事業の利用を停止または休止する場合（利用対象外となった場合

- を含む)は、利用パスを返還してください。
- 3 利用パスを汚損や紛失した場合は、再発行の手続きを行ってください。
 - 4 利用パスを第3者に貸与、譲渡、売買等をすることはできません。
 - 5 利用パスは最長3年間を有効期限とし、期限が切れる前に更新手続きを行ってください。

(利用金額)

第10条 移動支援事業の利用は、無料とします。

(利用方法)

- 第11条 送迎バスへの乗降は、別に定める停車位置(乗降ポイント)で行ってください。
- 2 乗車する際には、挙手によりバスを停車させ、運転者に利用パスを見せて乗車の可否を確認してから乗車し、降車場所を伝えてください。
 - 3 降車の際には、バスが完全に止まってから席を立ち、降車してください。

(運行時間、運休日及び運行経路)

第12条 運行時間、運休日及び運行経路は、事業者ごとに各号に示すとおりとします。

(1) 医療法人社団全仁会 埼玉筑波病院

運行時間は、原則として月曜日から土曜日までの昼間の時間帯とし、概ね午前8時台から午後4時台までの間となります。日曜日、祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)は、運休のため利用できません。

運行経路は、病院が特定の利用者を送迎するために設定するものの範囲内で、病院が別に定めたものとします。

※運行ルート図、時刻表は、利用パスとともに郵送いたします。

(利用の拒絶)

第13条 事業者は次の各号のいずれかに該当する場合には、送迎車の利用を拒絶することがあります。

- (1) 利用者が利用パスを携帯していないとき。
- (2) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (3) 動物(盲導犬をのぞく)、ガソリン、刃物などを携帯しているとき。
- (4) 利用者が人の助けをなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- (5) 利用者が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。

(利用停止)

第14条 移動支援事業利用者が次の各号に該当することとなった場合は、利用停止とします。

- (1) 第6条に規定する対象者の要件を欠くことになった場合
- (2) 第7条に規定する同意事項に違反した場合若しくは異議を唱えた場合
- (3) 前各号のほか、町長が移動支援事業利用者として、不適当であると認める場合

第3章 その他

(事故)

第15条 送迎バス運行中の事故等に係る賠償責任は、松伏町及び各事業者が負うものとします。ただし、運転者及び事業者等の責に帰すべき事由が無い場合は、利用者が一切の責任を負うものとします。

- 2 送迎バスの利用者が送迎バスに搭乗中に被った傷害については、町が加入する傷害保険（交通常用具搭乗中の傷害危険補償特約）にて補償するものとします。
- 3 前号にかかげる補償内容は、死亡・後遺障害500万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円とする。

(損害賠償)

第16条 移動支援事業の不正な利用によって、事業者または第3者が損害を被った場合には、利用者の責任と費用によりその損害を賠償していただきます。

(事業の変更及び中止)

第17条 移動支援事業は、事業者のご厚意により、事業者が運行している送迎バスの空席を利用して、日常生活における移動の利便性の向上を目的として運営するものであるため、各事業者における送迎バスの事業の継続が困難であると判断した場合は、移動支援事業の廃止または変更を行うことができるものとし、当該事業の利用者は異議なく従うものとします。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行します。